

オイルポンプ取替

件名	オイルポンプ取替				図面No.	1/2
図名	表紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長	営繕係	管財	設計者
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊					令和7年8月 日	

仕様書

1 件名 オイルポンプ取替

2 場所 宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊 ボイラー室

3 概要 ボイラー本体の付帯設備であるオイルポンプの取替 2基

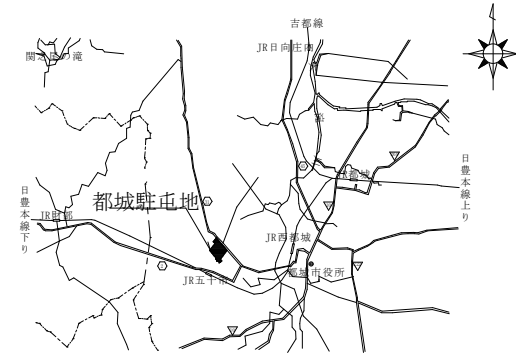
4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、次の国土交通省大臣官房官庁宮繕部制定標準仕様書による。
 - ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)最新版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)最新版
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
- (7) 本件の写真は、取替前、取替中、取替後、主要な作業段階毎、完成検査状況、すべての使用材料、発生材の搬入集積状況及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。
- (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 本件に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (10) 本件で発生する発生材は、金属類については重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出するものとする。
- (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。

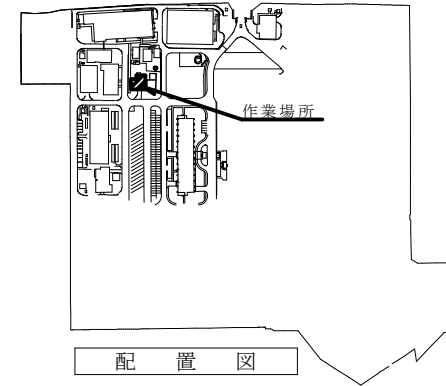
5 特記事項

- (1) 作業日時は、監督官と調整するものとする。
- (2) 取替終了後は、試運転調整及び燃焼調整を実施するものとする。
- (3) 取替機器及び数量は下記のとおりとする。

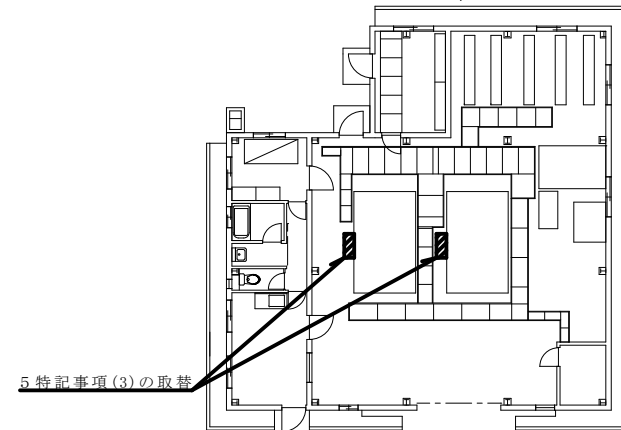
日本サーモエナー株式会社 RE-30FII型用オイルポンプASSY(TOP-2MBT750-208HTVB)PPO-1042-00-IE3 2基



案内図



配置図



平面図

件名	オイルポンプ取替	図面No.	2/2
図名	仕様書・案内図・配置図・平面図	縮尺	—
陸上自衛隊都城駐屯地業務隊		令和7年8月 日	